

○明石市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成11年3月30日規則第4号

明石市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成11年条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧を要しない日等)

第2条 条例第4条第2項に規定する縦覧の期間のうち、次に掲げる日は、縦覧を要しないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 縦覧の時間は、午前9時から午後5時までとする。

(縦覧の手続)

第3条 条例第3条に規定する縦覧の告示により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧受付簿に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) その他市長の指示を遵守すること。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 条例第6条第2項に規定する意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。